

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第 号）（附則第三条関係）

改 正 案

附 則

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等の特例の一
部改正）

第十二条 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第 号）の一部を次のように改正する。

（新設）

第一条中「「その他有価証券評価差損」の下に「（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。第四十条第一項において同じ。）を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二

現 行

号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八条に規定するその他有価証券をいう。第三十三条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）」を、「その他有価証券評価差損」の下に「（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。第四十四条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）」を加える。

第二条中「「その他有価証券評価差損」の下に「（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有

価証券（連結財務諸表規則第二条第十八条号に規定するその他有価証券をいう。第二十二条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）」を加える。